

## 保育料の改定について

### 1 諮問の趣旨

国が進めている幼児教育・保育の無償化に向けた取組みの段階的推進として、令和元年10月から3歳以上児及び市町村民税非課税世帯の3歳未満児の保育料が無償化されることとなりました。

石狩市では、現在、国のこの無償化の動きに合わせ、3歳未満児の保育料を見直し、令和元年10月から適用するための準備を進めています。

また、現在、へき地保育所の厚田保育園が令和2年4月より小規模保育事業所に移行予定であることから、それに伴う保育料の激変緩和措置を講じます。

このため、石狩市が保育料の額を見直すに当たり、石狩市社会福祉審議会条例第2条の規定に基づき、本審議会において審議をお願いするものであります。

### 2 保育料の改定について

本市では、現在、低所得階層への配慮として年収約360万円未満相当世帯の第2子の保育料を無償化していますが、令和元年10月から3歳以上児及び市町村民税非課税世帯の3歳未満児の保育料が無償化されることから、無償化の時期に合わせ、令和元年10月から年収約360万円以上640万円未満相当世帯についても3歳未満児の第2子の保育料を無償化することとしました。

このため、保育料の改定にあたっては、次のとおり、令和元年10月から適用する保育料の改定（案）を作成しました。

#### (1) 教育標準時間の場合の保育料

幼児教育・保育の段階的無償化により、令和元年10月から保育料を無償化します。

●表1 教育標準時間の場合の保育料（案）（月額） ※（A階層 略）

（単位：円）

階層区分		区分	教育標準時間	
階層	定義		改定前	改定後
B	A階層を除き、市町村民税非課税世帯 （市町村民税所得割非課税世帯含む）	第1子	2,000 (0)	0 (0)
C1	市町村民税所得割合算額 77,100 円以下	第1子	4,300 (2,000)	0 (0)
C2	市町村民税所得割合算額 211,200 円以下	第1子	14,700	0
		第2子	7,350	0
C3	市町村民税所得割合算額 211,201 円以上	第1子	19,900	0
		第2子	9,950	0

注：下段のかっこ書きの金額は、要保護世帯等（ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯、その他市長が認めた世帯）で、B階層及びC1階層に認定された場合の保育料です。

## (2) 保育標準時間及び保育短時間の場合の保育料

幼児教育・保育の段階的無償化により、令和元年10月からすべての3歳以上児及び市町村民税非課税世帯の3歳未満児の保育料を無償化します。

また、市独自の軽減により、令和元年10月からC5階層の一部（市町村民税所得割合算額57,700円以上）からC14階層までの世帯については、3歳未満児の第2子の保育料を無償化します。

●表2 保育標準（短）時間の場合の保育料（案）（月額） ※（A階層 略）

（単位：円）

階層区分		区分	保育標準時間				保育短時間			
階層	定義		3歳未満児		3歳以上児		3歳未満児		3歳以上児	
			改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
B	A階層を除き、市町村民税非課税世帯	第1子	3,000 (0)	0 (0)	2,000 (0)	0 (0)	3,000 (0)	0 (0)	2,000 (0)	0 (0)
C1	市町村民税均等割の額のみ世帯	第1子			5,500 (2,000)	0 (0)			5,400 (2,000)	0 (0)
C2	市町村民税所得割合算額7,800円未満	第1子			9,000 (2,000)	0 (0)			8,800 (2,000)	0 (0)
C3	市町村民税所得割合算額48,600円未満	第1子			14,900 (2,000)	0 (0)			14,600 (2,000)	0 (0)
C4	市町村民税所得割合算額54,600円未満	第1子			18,900 (2,000)	0 (0)			18,500 (2,000)	0 (0)
C5	市町村民税所得割合算額61,000円未満のうち57,700円未満	第1子			20,300 (2,000)	0 (0)			19,900 (2,000)	0 (0)
		第2子	11,250	0	10,150	0	11,050	0	9,950	0
C6	市町村民税所得割合算額70,000円未満	第1子			21,600 (2,000)	0 (0)			21,200 (2,000)	0 (0)
		第2子	12,000	0	10,800	0	11,750	0	10,600	0
C7	市町村民税所得割合算額79,000円未満のうち77,101円未満	第1子			24,300 (2,000)	0 (0)			23,800 (2,000)	0 (0)
		第2子	13,500	0	12,150	0	13,250	0	11,900	0
C8	市町村民税所得割合算額79,000円未満のうち77,101円以上	第1子			24,300	0			23,800	0
		第2子	13,500	0	12,150	0	13,250	0	11,900	0
C9	市町村民税所得割合算額88,000円未満	第1子			25,700	0			25,200	0
		第2子	14,250	0	12,850	0	14,000	0	12,600	0
C9	市町村民税所得割合算額97,000円未満	第1子			27,000	0			26,500	0
		第2子	15,000	0	13,500	0	14,700	0	13,250	0

●表2 (続き)

(単位：円)

階層区分		区分	保育標準時間						保育短時間					
階層	定義		3歳未満児		3歳児		4歳以上児		3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
			改定前	改定後										
C10	市町村民税所得割合算額 106,000 円未満	第1子			33,200	0	31,100	0			32,600	0	30,500	0
		第2子	17,800	0	16,600	0	15,550	0	17,450	0	16,300	0	15,250	0
C11	市町村民税所得割合算額 124,000 円未満	第1子			34,900	0	31,500	0			34,300	0	30,900	0
		第2子	18,900	0	17,450	0	15,750	0	18,550	0	17,150	0	15,450	0
C12	市町村民税所得割合算額 133,000 円未満	第1子			35,700	0	32,000	0			35,000	0	31,400	0
		第2子	20,050	0	17,850	0	16,000	0	19,700	0	17,500	0	15,700	0
C13	市町村民税所得割合算額 151,000 円未満	第1子			36,500	0	32,400	0			35,800	0	31,800	0
		第2子	21,150	0	18,250	0	16,200	0	20,750	0	17,900	0	15,900	0
C14	市町村民税所得割合算額 169,000 円未満	第1子			39,000	0	33,200	0			38,300	0	32,600	0
		第2子	22,250	0	19,500	0	16,600	0	21,850	0	19,150	0	16,300	0
C15	市町村民税所得割合算額 244,000 円未満	第1子			39,600	0	34,000	0			38,900	0	33,400	0
		第2子			19,800	0	17,000	0			19,450	0	16,700	0
C16	市町村民税所得割合算額 301,000 円未満	第1子			41,900	0	36,300	0			41,100	0	35,600	0
		第2子			20,950	0	18,150	0			20,550	0	17,800	0
C17	市町村民税所得割合算額 397,000 円未満	第1子			42,000	0	36,300	0			41,200	0	35,600	0
		第2子			21,000	0	18,150	0			20,600	0	17,800	0
C18	市町村民税所得割合算額 397,000 円以上	第1子			42,000	0	36,300	0			41,200	0	35,600	0
		第2子			21,000	0	18,150	0			20,600	0	17,800	0

注：下段のかっこ書きの金額は、要保護世帯等（ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯、その他市長が認めた世帯）で、B階層からC7階層（C7階層は市町村民税所得割課税額が77,101円未満の場合に限ります。）までに認定された場合の保育料です。

### (3) 小規模保育事業所の場合の保育料

厚田保育園は、これまで認可外保育施設のへき地保育所として運営してきましたが、義務教育学校の厚田学園が令和2年4月に開校することを機に、厚田保育園が当該建物に新設移転することから、現在3園あるへき地保育所のうち、厚田保育園については、令和2年4月より小規模保育事業所に移行することとしました。

これに伴い、現在の保育料は、月額12,000円（石狩市教育・保育の実施に関する規則で定める額との差額を減免する制度あり）ですが、移行後は、原則として、石狩市教育・保育の実施に関する規則で定める額となり、世帯の市町村民税額と世帯の状況により決定されることとなります。

このため、保育料の激変緩和措置として、令和2年度に限り、保育料の月額上限を12,000円とします。

### 3 今後のスケジュールについて

- ・ 令和元年 9月：本審議会からいただいた意見や答申を踏まえ、保育料の改定については、石狩市教育・保育の実施に関する規則を改正するとともに、(仮称)石狩市立小規模保育事業所条例及び規則を制定
- ・ 令和元年10月：改定後の保育料を適用  
(幼児教育・保育の無償化、道補助の活用拡大)
- ・ 令和2年 4月：改定後の保育料を適用  
(小規模保育事業所の保育料の特例)